

平成27年第3回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成27年9月8日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山務君
教 育	長	杉山英彦君
総 務 課	長	高野光司君
企 画 財 政 課	長	清水一男君
税 務 課	長	石川篤君
住 民 課	長	井原有一君
福 祉 課	長	石塚稔君
保健福祉センター所長		秋山幸子君
環 境 対 策 課	長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		大野敏明君
経 済 課	長	大越直樹君
都 市 建 設 課	長	鬼澤俊一君
会 計 課	長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課	長	岩戸友広君
生 涯 学 習 課	長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書
書

記
記

宮 本 正 裕
飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成27年9月8日（火曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

4番通告者、1番石井公一郎議員。

〔1番石井公一郎君登壇〕

○1番（石井公一郎君） 皆さんこんにちは。傍聴者の皆様には、雨の中、大変ご苦労さまでございます。通告順に従いまして質問をいたします。1番の石井でございます。

茨城県が前年度に実施した学力テストの結果について。

小中学校の学力テストの結果は、県内44市町村の中で1から5段階で評価した場合、どの位置にあったか、現状をありのままお答えください。

後は自席で行います。

○議長（井原正光君） 石井公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

杉山教育長。

〔教育長杉山英彦君登壇〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、石井議員のご質問にお答えいたします。

小中学校の学力テストの結果は、県内44市町村の中で1から5段階で評価した場合、ど

の位置に当たるのか、現状をありのままお答えくださいとのご質問ですが、教育的配慮を最大限に考えなければならない案件でありますので、県内の位置づけとしましては、県の平均には届いていないというお答えでご了承願いたいと思います。

なぜこのような結果になったのか、この結果を踏まえて、その分析と今後の対応について述べさせていただきます。まず、次のような分析が考えられました。

国語科では、問題文の意味が理解できず解答できないなど、読み取る力に課題が見られ、また、自分の考えや意見を文章で書くことが苦手である。

算数科では、数量関係の理解や計算技能の習得が不十分な児童が見られた。また、定規や分度器の扱いも未習熟のため作図に課題があった。

観点を変えてみますと、国語科では文章の理解力に欠け、要点が押さえられない傾向が見られる。キーワードは何かを捉え、そこから考える力、活用する力の育成が求められている。文章の構成から、この文章では何を訴えているのか、訴えるためにどのような言葉をどの場面で使っているのかなど、表現の仕方や思考力の向上に向けた学習が必要でありました。

算数科では、数学的な考えに課題が見られた。式の立て方や求めるべき値に対する適切な計算処理の仕方など、わかりやすく、捉えやすくするために実利用を意識した学習方法が必要であったかなど。

基本的な学習態度が身につけていない。落ち着いて授業に取り組めない。また、家庭学習の習慣も不十分である。児童の学力差が大きく、基礎学力不足が原因で学力不振の児童が固定化してしまっている。

課題解決等においては、真面目に取り組むものの、自分の考えをまとめたり、進んで発表したりすることに苦手意識を持っている児童が多かった。

各教科の目標を実現するための手立てとして言語活動を充実させる。

個に応じた適切な指導の充実、わかる授業の展開のため教材等の工夫を充実させる。

理科・外国語活動を充実させ、また、若手教員の指導力を向上させるなど、幾つかの課題が見られました。

それぞれに分析されましたが、その結果、次のような対応を試みていくことと考えております。

作品の全体的な読みの力を養うとともに、基本的な文章構成を理解させるために、全学年で音読や読書を家庭学習の課題とする。

児童の読む力を伸ばすために、体験的な活動や発達段階にあわせた言語活動を積極的に取り入れた授業を行う。

どの児童にも「わかる」「できる」という考え方のユニバーサルデザインの理念に基づいた授業の工夫（資料の有効活用・作業的・体験的な活動の展開・言語活動の充実）を各教科・領域での授業を行うことによって、児童一人一人に「わかった」「できた」を実感

させ、学ぶ喜びを味あわせることができる指導のあり方を追求していく。

算数や理科では、課題に対するイメージを持ちやすくするために、身近な事柄に目を向け、具体物や実験等を通し、実感して理解できるような（課題・教材・教具）の工夫を通して自然科学に対する力をつけさせる。また、デジタル教科書も有効に活用し、児童の理解力と課題への探究心を高める。

学力差が大きい算数においても、高学年を対象に習熟度別学習やT Tでの指導等、少人数教育の充実を図る。

朝自習に百ます計算を全学年で取り入れたたり、月1回の学力向上の時間に全職員が参加し、算数の四則計算を中心とした個別の指導を行う。

望ましい学習習慣を身につけさせるために、授業の開始と終了時間を守って集中して課題に取り組む指導を徹底する。

ペア学習やグループ学習など友達と話し合う場面を多く取り入れるなど、言語活動を重視していく。

生徒の興味関心を喚起するような課題の提示や工夫を行うことで、生徒の知的好奇心を刺激する授業展開に努める。

家庭学習への積極的な取り組みを呼びかけ、困難な生徒には個別に指導を行うなど粘り強く支援に当たる。

以上、述べてまいりましたが、今後の取り組みを進め、学力向上に努めてまいりたい。今回の結果については、ご指摘のとおり、非常に厳しい現状です。それぞれの学校で危機感を持って教育に当たってほしいと、さきの校長会の場においても話をいたしました。

学力向上はすぐには改善されないかもしれませんが、日々の努力を一步ずつ積み重ねていけば、必ずいい結果が出てくると信じて、先生方とともに努力していく所存でございます。

子供たちの教育については、町民全てが関心を持っておられると思います。「利根町で学んでよかった。利根町の教育はすばらしい。」と一言だけいただけるように、教育委員会としまして努力してまいりますので、今後ともご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 今、教育長のほうから、県平均に届いていない、危機感を持ってやっていきたいというようなことでありました。先ほど細かく具体的にお答えいただきまして、大変ありがとうございました。

この前、6月の定例議会で杉山教育長は、利根町を教育の力で活性化させると答弁されました。非常に頼もしく感じております。子供を育てるのは、あくまでも基本は家庭にあると思いますが、教育長を中心に一致団結して、将来を担う子供たちにやる気を起こさせる努力をしていただきたいと思います。

最後に、今までの話を聞いて、この現状を町長はどう思いましたか、お聞かせください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

ただいま、教育長より学力テストの分析、また今後の対応について答弁がございました。私といたしましても、教育に対しては全面的に協力していきたいと考えております。

そして、利根町の平均ですね、全体のレベルアップを図るには、利根町の平均学力より以下の子、これをいかに平均まで上げていくか。そうすると平均前後にいる子は相乗効果でまたその上を目指す。一番上にいる子は、これは、できる子はできますので、だから学力を全体的にアップするというのは、要するにボトムアップですね、それを何とか教育委員会と各学校、また先生方で協議し合って、そういう体制にしていてもらいたいなど、またそういうふうにもう今後もお願いしていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） ありがとうございます。

落ちていますから、これからは上がる一方でございますので、教育長には頑張ってやっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に移ります。成人式典について。

今までは町長、来賓等の挨拶に始まりまして、記念写真撮影等で終了しておりました。とても形式的であるように思います。そこで、私の提案を申し上げます。

成人される方々に、利根町について語ってもらう場をつくること。成人者はこの利根町をどのように思っているか。利根町をどのようにしたら元気にすることができるか、考え方等を聞いてみることも必要なのではないかと思います。これからの式典のあり方を見直してみたいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 成人式についてのご質問にお答えいたします。

成人式につきましては、ご承知のとおり、例年、公民館において挙行されております。成人式は、新成人に社会の一員としての自覚を促し、ともに成人としての自立を助長するため式典を開催しております。当町では新成人による成人式実行委員会（係分担25名程度）を組織し、みずからの企画により、有意義でいつまでも思い出に残る式典になるよう配慮しております。

このように、単に成人となることを祝うだけでなく、社会人としてのスタートを自覚する機会の一つとして、また、中学校を後に別々の人生を歩むことになった仲間がこの集いにより再会することで、地域への愛着と理解を深めるよい機会となるよう配慮し、新たなまちづくりへの意識の高揚の場として実施していかなければならないと考えております。

今後ますます少子高齢化の中で、これからの成人式のあり方を初め、まちづくりを踏まえる中で大きな原動力ともなる新成人への対応を検討していく必要があります。

石井議員のご提案を真摯に受けとめ、実行委員会等で成人式のあり方について協議をしていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 見直しの方向でやっていただけるということなので、見直しは必ず実施していただきたい。すぐではなくて結構でございますから、よろしく願いいたします。

次に移ります。役場職員の道路・公園等の草刈りについて。

役場職員の草刈りは、行政改革の一環で約10年ぐらい行っていると思いますが、今までに草刈り作業でけがをした職員はいましたか。

人件費削減のため、本採用の職員は、草刈りを始めた時点から見て何人ぐらい職員を減らしておりますか。

8月1日現在、臨時職員136名を雇用しながら行政職の職員が草刈りをしているのは理解できない。ある住民は役場の職員は暇だからと言っていると、そのように話す住民もおります。約10年の節目として検証し見直すべきと考えますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、ご質問にお答えいたします。

今まで草刈り作業でけがをした職員はあったかというご質問でございますが、調査をしましたところ、ここ10年で草刈り時にけがをし公務災害と認定された職員は3名おります。参考までに、平成18年度1名、平成23年度1名、平成24年度1名でございます。

草刈りを始めた時点から見て、何人ぐらいの職員を減らしたかのご質問でございますが、職員による除草作業は平成18年度から行っており、学校に勤務する調理師、用務員を除く一般職員が従事しております。

職員数であります。平成18年度は職員数が175名、うち調理師、用務員が17名で除草従事対象職員数は158名。平成27年度は職員数155名、うち調理師、用務員が20名で除草従事対象職員数は135名となっております。比較いたしますと、この10年で職員数は20名の減、除草従事対象職員数は23名の減となっております。

職員による草刈り作業を始めてから約10年の節目として見直す考えとのご質問でございますが、職員による除草作業は行政改革による取り組みとして、先ほど申し上げましたとおり、平成18年度から行ってきたものでございます。現在の行政改革は平成27年度までの行動計画に基づき実施されており、今年度で最終年度となるため、今年度中には平成28年度以降の行政改革行動計画を策定することになっております。

新たな行動計画の策定に当たりましては、職員による除草作業も行革の候補事業となると思われませんが、職員が行った場合と業者に委託した場合との単なる金額の比較だけではなく、人件費削減のため職員数を減らしている中、作業の安全性や本業務への影響を検証

するとともに、石井議員のご指摘も踏まえまして、職員による除草作業の範囲を検討していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 今の町長の答弁では、見直しを考えているということですが、職員は役場の頭脳でありまして、もっと行政が活性化に力を入れると、そのようなことで、草刈りも、私の思いは、庁舎の敷地内ぐらいが適当ではなかろうかということで思っております。何とか行革の中で対応していただければいいのかなと思っておりますので、町長にはそのようなことでやっていただきたいと思っております。

それでは次に移ります。日本ウェルネス大学との関係について。

平成27年6月18日午後1時から、議会議員と日本ウェルネス大学とで利根町活性化と大学発展のための協働についての会議がありました。出席者は大学側が柴岡理事長外3名、議員12名、町民代表4名でありました。

この会議で不思議に思ったことは、なぜ役場で会議をしなかったか。

会議の冒頭、柴岡理事長から議員代表の副議長へ贈呈式（高価なお土産）がありました。お土産つきの会議には非常に驚きました。何のための贈呈式か意味がわかりません。

会議の内容は、利根町活性化と大学発展のための協働ということであったので、子供たちにバレーボールとお年寄りには健康に関して大学がいろいろ教えているので、そのような話があるのかと思っておりましたが、理事長からは、スーパーグローバルの大学として入り口をスポーツの大学とする。全寮制にして活性化を図り、将来、生徒を3,000人から4,000人にすると話されました。

町と学校法人タイケン学園とは公有財産賃貸借契約を締結しております。貸付期間は30年、貸付料年額888万6,876円、土地は旧利根中学校1万360.88平方メートル、旧布川小学校1万1,022.81平方メートル、グラウンド1万5,209平方メートル、合計3万6,592.69平方メートル、この土地を無償で提供してくれとのことでありました。

町は税収が減少している中で、約900万円は非常に重要な財源であり、土地の無償提供とは何を考えているのかわかりません。約900万円を払うのが嫌になったのか、理事長はウェルネス大学が開校したから町が存在できるんだ、学校がなくなれば町は衰退する、我々は水戸に移転してもいい、無償で土地を提供してくれなければ利根町から出ていく考えもあるなど、何か脅しをかけられているような感じがしました。

また、議長は町長と理事長の話し合いが進まないのだからいらして議会に諮ったと言いました。

このように理事長が言っていることについて、町長はウェルネス大学との関係について、今後を含めてどのように考えておりますか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 町長の答弁の前に石井議員に申し上げますが、私はこのウェルネスの件で議会に諮ったことはございませんので、この辺は削除させていただきます。

答弁を求めます。

遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

日本ウェルネススポーツ大学との関係について、今後を含めどのように考えているのかというご質問でございますが、まず、柴岡理事長と議員、町民の方が参加されました会議の内容につきましては、私はそこに出席しておりませんので、その内容をもとにしたコメントは差し控えさせていただきたいと思っております。

ただ、柴岡理事長が通信制の大学から全日制の大学にするとおっしゃっていたのは、ここの報告会で私も聞いております。これは学校の経営方針であるものと認識をしているところでもございます。

また、学校用地の無償提供につきましては、きのうの高橋議員のご質問にも答弁いたしましたとおり、町の歳入確保やその利用目的などを総合的に捉え、土地利活用協議会や町議会でご審議、ご承認をいただいた経緯がございますので、開学から3年しかたっていない状況や、定員1,000名のところ、現在の在学者が約430名であることを踏まえると、この430名というのは留学生は入ってございませんから、留学生は定数にはカウントされませんので、この無償提供は到底、住民の理解を得られるものではないと考えております。

大学との今後の関係につきましては、町と大学との間に施策や方針に対する考え方の相違があったといたしましても、今まで以上に連携、コミュニケーションが図られるよう、お互いに協調していけるような関係を築いていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 今、議長は私の言ったことを取り消せと、なぜそのようなことなんですか。それと、私は会議の話の中でそういうことを話されたから話ただけであって、取り消す必要はないと思うのです。

○議長（井原正光君） 石井議員に申し上げますが、どこの議事録にも私が議会に諮ったとは書いてありませんので、よく会議録等を精査してください。

次の質問、石井議員。

○1番（石井公一郎君） 今、会議録にそういうことを諮ったというのは、会議を開いてみんな議員等が集まって会議をすれば諮ったと同じでしょう。私はそう思いますよ。

○議長（井原正光君） そういうことは一度もございませんので、さっきから申し上げております。

石井議員だけがそういうふうに思っているかもわかりませんが、ほかの議員は誰もそのように思っておりませんし、どこの会議録にもそういう記載はありません。注意します。

石井議員。

○1番（石井公一郎君） 今言ったように誰も思っていないと……。

○議長（井原正光君） 一般質問ですから、私のものも含めて行政側のほうに質問を願います。私どものやり取りはまた後でも十分にできますから。

○1番（石井公一郎君） わかりました。

今、町長は、とりあえずやらない、無償というようなことはできないという話でありましたが、柴岡理事長という人間は、あの場では威圧をかけたりのような人で、信用できないと感じております。学校用地3万6,592.69平方メートルを無償提供ということは、住民が許さないと思うし、騙されないように十分に気をつけて、大事な利根町を守っていただきますよう町長にお願いして質問を終わります。

○議長（井原正光君） 石井議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時45分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番通告者、5番新井邦弘議員。

〔5番新井邦弘君登壇〕

○5番（新井邦弘君） 皆さんこんにちは。5番通告、5番新井邦弘です。

質問事項は大きく分けて二つあります。

まず、第1、選挙投票率アップについての件ですけれども、総務省の常時啓発事業のあり方等研究会は、「～新たなステージ「主権者教育」へ～」と題し、将来の有権者である子供たちへの選挙教育を提唱しております。

その中には、選挙は民主政治の基盤をなすものであり、選挙が公正に行わなければその健全な発達を期することはできない。このことは、国民一人一人が政治や選挙に十分な関心を持ち、候補者の人物や政見、政策を判断できる目を持ち自分の1票を進んで投票することをもって、初めて達成できるものである。そのためには、選挙時だけではなく常日ごろからあらゆる機会を通じて政治、選挙に関する意識の醸成、向上を図っていくことが重要であるとの指摘がありますが、私も同感であります。

今、人口減少社会という新たな状況を乗り越えていくためには、将来をつくり、担う存在である若い世代が、主体的に政治に参画する必要があります。人口減少という社会の大きな転換期を乗り越えるためにも、今こそ若い世代の投票率向上を目指す必要があると思われれます。

2015年の成人式の際に、マクロミル社が新成人を対象に行った調査によれば、約7割の新成人が自分たちの世代が日本を変えていきたいと思っているそうです。そんな彼らに、政治は自分たちの力でつくっていくことができるものであり、それが必要であることを感じてもらわなければならないと思います。そして、我々政治に携わる人は、そういう若い

世代に対して、そう思わせるように働きかけなければならないと思います。

若者の政治離れを食い止める鍵は、私たち身近な町の政治に関心を持ってもらうことです。そのためには、我々議員も町についての政策をとことん考え、町に暮らす若者が、政治ではなく、日々の生活にかかわるものだと捉えるような政策をどのようにつくっていくかということが課題だと思われま

す。一つの例を挙げますと、投票率アップを狙って、投票を済ませた有権者には来場証明書を交付して、これを提示すればいろいろなお店で割引等特典を受けられるという試みがありました。また、フェイスブックにこれらの特典を公開することにより、若い世代の投票を促す取り組みもありました。

若者を政治に巻き込むためには、利根町行政としてこういった啓発のあり方、また今後の方策について、どういった考え方があるのかお伺いいたします。

2 番目以降は自席で質問いたします。

○議長（井原正光君） 新井邦弘議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、新井議員のご質問にお答えをいたします。

選挙啓発のあり方、今後の方策の考え方についてのご質問でございますが、町といたしましては、選挙管理委員会に広報とねや町のホームページなどを活用していただき、選挙のたびに投票の呼びかけをしていただいているところであります。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、投票率の向上には、なかなかつながってきていないというのが現状でございます。ただ、このことは、利根町だけの問題ではなく、全国的にそういう傾向でございます。

私といたしましても、議員と同じように、低下する投票率については、危惧を抱いているところでございますし、今後も、町といたしましては、投票率の向上につながるよう、選挙管理委員会の啓発活動に積極的に協力をしてまいりたいと考えております。

小中学校への啓発につきましては、教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） それでは、新井邦弘議員のご質問にお答えいたします。

将来の有権者である子供たちへの選挙教育につきましては、学校教育の中でと捉えて述べさせていただきます。

まず、小学校 6 年生の社会科学習指導要領の目標（2）で「日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方及び我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにし、平和を願う日本人として世界の国々の人々とともに生きていくことが大切であることを自覚できるようにする」とあります。

このように小学校段階では、日常生活の中で見られる政治の働きについて、具体的に理

解し、我が国の民主政治が国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていることを理解できるように指導しております。

一方、中学校においては、第3学年の社会科学習指導要領公民的分野の目標(2)で、「民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて、個人と社会とのかかわりを中心に理解を深め、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、社会の諸問題に着目させ、みずから考えようとする態度を育てる」とあります。

このように、中学校3年生では民主政治と政治参加、地方自治の基本的な考え方について、その仕組みを住民の権利や義務、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての基礎を育てていきます。

また、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用のあり方について理解を深めさせます。

さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせます。その際、選挙の意義についても考えさせております。

選挙の意義については、それが主権を持つ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることを理解させるとともに、良識ある主権者として、主体的に政治に参加することの意義を理解させます。その際、具体的な事例を取り上げて関心を高め、正しい選挙が行われることや選挙に参加することの重要性について、十分に考えさせる授業を行っている次第でございます。

○議長(井原正光君) 新井議員。

○5番(新井邦弘君) すみません、今、教育長の言われた、そういったいろいろな形式的な授業というのは重々わかりますけれども、例えば利根町だけに関して、本当に身近な利根町の問題点とか、そういった利根町でこれから僕たちが生きていくためにはどうしたらいいんだという問題提起を例えば模擬投票みたいな形で、それを中学生、小学生に向けて、有権者側と選挙に立候補する側と、そういった模擬投票みたいなことを通じて選挙とはこうあるべきだ、一人一人が自分たちが参加して初めて町は変わるんだ、市は変わるんだ、国は変わるんだという授業内容というのは、これから先どのようにお考えか、お伺いします。

○議長(井原正光君) 杉山教育長。

○教育長(杉山英彦君) 今の新井議員のご質問ですが、平成27年6月公職選挙法等の一部を改正する法律が成立して、来年度から18歳未満の子供たちが選挙権を持つようになるかなと思います。その際、選挙に向けての自覚を高めるために、学校教育の中で、先ほど

おっしゃられましたように、ほかの市町村などでも行われております模擬議会とか、そういうことで政治への関心を深めるとともに、小学校や中学校でも児童会や生徒会の選挙を目の当たりにしながら、授業の中で取り組んで、選挙の仕組み等については学習させている次第でございます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○5番（新井邦弘君） それともう1点、今、利根町の政策とか、利根町に限らずいろいろな政策は市町村にあると思います。ただ若者世代と、例えば60歳以上、65歳以上の高齢者の人口が半分ぐらいなんです。そこで政策的にも、高齢者向けの政策は断じて怠っているということではないと思いますけれども、若者に向けた政策ということ念頭に考えれば、若者がもっともっと投票して、私たちが町を変えていくんだという感じも見受けられるとは思いますが。

ただ、1票の重みというのは、20代でも30代でも、40代、50代でも皆さん一緒です。これがどういうふうに今から変わっていくかということが、インターネット選挙を通じてこれから変わっていくと思います。

そこで、シルバーデモクラシーといった高齢者向けの政策が国でも多いように見受けられることは、多分事実だと思います。ただ、ここをどういうふうにこれから若者が政治に関心を持って投票に行ってくれるかということに対して、町のほうはどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） 最初に投票率アップという質問がありましたので、お答えさせていただきます。

総務課は選挙管理委員会の事務局を持っておりますので、選挙管理委員会の事務局として発言をさせていただきたいと思っております。

新井議員が言われている投票率の低下ということに対するの憂慮というか、心配があるということのご質問かと思っております。選挙管理委員会といたしましても、選挙環境を取り巻く現状に対して、特に次世代を担う若者による投票離れの拡大は、民主主義の根幹を揺るがしかねない事態であると大変危惧しているところでございます。先ほど新井議員が言われたとおりでございます。

そもそも公職選挙法では、選挙管理委員会に対しまして、その第6条第1項の前後で、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上に努めなければならないと規定してございます。いわゆる常時啓発と言われているもの、先ほど新井議員が言われたものであります。啓発活動は、まさに主権者教育の実績を求めるものであります。選挙管理委員会としましては、政治意識向上に向けた主権者教育に努めてまいりたいと考えております。

一方、その条例の後半でございますけれども、選挙に際しましては、その選挙に関する事項の周知に努めなければならないとも規定されております。また、これこそが選挙管理

委員会の与えられた本来の責務であるといっております。いわゆる選挙時の啓発でございます。

しかしながら、この規定では、選挙時においては投票の方法や投票の場所など、投票に関する事項を有権者の人々にあまねく周知しなければならない義務も負っているところがあります。選挙時の投票率を促すまでは規定されていないところでもあります。

しかしながら、当町では選挙時においてポスター掲示、啓発物品の配布、広報をし、広報車による呼びかけ、防災無線を通じて投票率の向上に努めている啓発事業を行っているということでございます。

また、日ごろから選挙政治への参加意識の向上を図るため、新成人には成人式の式典に選挙のしおりを配布しているところでございます。

先ほどの新井議員の言われた投票率アップの事例でございますけれども、調べてみたところ、千葉県の松戸市で、選挙管理委員会が、投票を済ませた有権者の求めに応じて、今、投票済証明書を発行してございます。その活用として、その証明書を提示することにより、松戸市内の商店において特典が与えられるという取り組みがあったと聞いております。これにより投票を喚起しようとするものであります。

同様の取り組みは、他県においても実施されているということを知っております。ただし、じゃあ現在松戸市ではそれをやっているのかということを知りましたところ、そのことによって投票率がアップしたということは実際なかったということで、今現在はやっていないということと、ほかの市町村においても、選挙管理委員会がそれに関与して商店街と一緒にやるということではなく、地元の商店街や地元の市民団体が、自分たちで企画してアップをやるという市民団体の活動のあらわれだと思っております。

この取り組みには、確かに有権者の方々が投票所へ足を運んでいただける呼びかけになると思っておりますけれども、ただ実態が何かをもってやるというのは、きっかけにはなると思うのですけれども、ただ制度としてはいかがなものかと考えております。

ですから、松戸市では現在やっていないし、県内でも実際そういうものの特典を与えたというものは、茨城県でもやっていないということです。

昨年度末に総務省から通達が来しました。それは第47回の衆議院選挙におきましては、投票済書の証明書の交付のあり方については、慎重に扱ってくださいねということでした。その背景にはいろいろあるかと思っておりますけれども、取り組みについては扱ってくださいということでありましたので、その件も憂慮したのか、余りやっていないということも背景にあるということでございます。

したがって、当委員会としましては、投票済書の発行、積極的に発行してそれを生かすというものについては、いささか消極的な考えをしておりますので、ご理解のほどいただきたいと思います。

適正な選挙の管理執行するために公正、公明な立場を貫く必要があり、今後とも他の市

町村の選挙の動向を注視しながら、啓発の推進を行っていきたいと考えてございます。さらなる投票率の向上に努めていきたいということでございます。

また、いろいろな面で期日前投票だとか、そういう面では投票所だけでやっているよりも投票率が上がったのかなと思います。

確かに新井議員が言われたとおり、いろいろな背景がありまして、それには政治的背景だとか、行政のやれる範囲はスムーズに投票できるとか、立候補者の公約を早くやる。たしかこの前の町長選挙は5日間しかなかったということで、町民の皆様が届く公報が投票日の、告示から期日前ができるわけですけれども、そこまでには届かなかったということで、新聞折り込みではやっているんですけれども、なかなか立候補者の公約が地元が届かないということで、その中で期日前投票ができると、その制度の欠陥もあろうかと思いません。

できるだけいろいろな形で、立候補者の公約等を多くの町民のほうに知らせていきたい、それはホームページもありますし、先ほども言いましたとおり、いろいろな媒体を使って公表していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○5番（新井邦弘君） 私も今、高野総務課長の意見に同感です。ただこれを私質問したというのは、行政側だけに任せるのではなく、いかに我々議員も若い世代とか、そういった町民たちといろいろな懇談会をしながら、どのように利根町に対して希望を持つのか、どういうふうにして利根町を変えていくのかということも、我々も一生懸命努力していかなければならないと思っております。

続きまして、2番目の質問です。防災行政無線について。

利根町防災行政用無線局運用細則によれば、放送の種類は緊急放送、定時放送、臨時放送で、緊急放送は地震、火災、台風等の非常事態に関するもの、人命その他特に緊急重要なもの、また、地方自治法第2条第2項に関するものと明記されております。

放送する場合の申し込みは、希望日の2日前までに管理責任者に提出をし、その内容を検討し、必要とするものについてのみ放送させることができる。また、特別の理由があるときは放送を制限することができる。

この放送をする、放送を制限するという判断は、具体的にどのように決定するのかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

防災行政用無線を放送する、放送を制限するという判断は、具体的にどのように決定するのかということでございますが、防災行政用無線局（固定局）の運用は、新井議員の説明のとおり、利根町防災行政用無線局運用細則により定められております。

現在の運用は、地震・火災・台風等の非常事態に関するものや、人命その他特に緊急重

要なもの、また、定時放送として行政からの周知連絡を放送しております。

放送を制限する判断は具体的にどのように決定するのかということでございますが、放送の申し込みができるのは役場の各課等や警察、消防署等がその申し込みの対象となっております。個人からの申し込みは受け付けておりません。

放送の可否については、運用細則第5条第2項の規定により、管理責任者である総務課長が緊急性及び人命に係る重要性等を判断し、放送を必要とするものについて放送を行っているところでございます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○5番（新井邦弘君） 防災行政用無線という名前がついておりますので、防災に関することだとは思いますが、これをもうちょっと門戸を広げたというか、よく町長がいつもおっしゃっています安全・安心なまちづくりということに対して、例えば中学生の通学路とか、小学校の団地の近くにもありますけれども、そこに変質者が出たりとか、空き巣が入りました、そういったときの情報というのは小学校のメールでは各保護者に通達は行きます。しかしそこに住んでいる方々は誰一人として、お孫さんや子供がいない人は誰もわかりません。そういったことの防犯もかねた防災無線づくりについて、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） 先ほど町長が申されました運用細則というのがありまして、その中でも人命その他特に緊急重要なものについても放送するというので、これは緊急放送に、新井議員が言われたことになると思います。

それが教育委員会の中で、本当に緊急人命に対するものであれば担当課から出させていただいて、そこで判断させていただいて流すということでございますので、防災だけではありません。先ほど言いましたとおり、地震だとか災害、あと人命に関することとか、あとは行政が、町の行事についても対象となっておりますので、いろいろな面で放送できるということなんです。

特にどういうものが今まで防災無線として扱ってきたかと言いますが、緊急放送につきましても、災害だとか、そういうものについては昨年度も避難準備情報だとかというものを流させていただきました。

また、行方不明者の人物特定、こういう方がいなくなりましたという形で放送してございます。これが緊急放送です。

あと定時放送というのがありまして、6時とか5時で、季節によって違いますけれども、時間のチャイムを流すとか、あと火災予防運動の際の周知だとか、交通事故の防止に関する近隣への啓発とか、そういうものを定時的に放送してございます。

臨時的については、今も言った子供の見守りについても、これは学校からの要請で月曜日と水曜日と金曜日については、気をつけて帰りましょうという形で流してございます。

あとは町の事業についても、臨時ということで納涼大会、運動会、駅伝大会、議会の開催等についても流しておりました。ですので、本当に変質者が出て子供たちが危ないんだと、皆さん注意喚起をしてくださいについては、そういう状態があれば協議会を通じて総務課にさせていただければ、最終的には町長と検討しますけれども、そこで対応していきたいと考えております。ですので、それは緊急放送の中に該当するのではないかと考えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○5番（新井邦弘君） よくわかりました。

ただ、なぜこういう質問をしたかと言うと、3カ月前に利根中学校の通学路で中学2年生の女の子が変質者に遭いまして、僕の後輩の娘さんだったんですけれども、それは結局PTAのメールで配信されました。しかし、その変質者が出たという情報を、例えば防災無線なりで流していただければ、変質者のほうも、この利根町というのはこんなに厳しい町なんだ、こんなふうにもいつも常時そういうことに対して警戒しているんだという犯罪者側の心理も多分変わってくるんじゃないかと思えます。その点でこういう質問をさせていただきました。

また、先ほど警察署と消防署ということで、そういった防災無線のほうの情報を募っていると行われましたけれども、確かに警察のほうも振り込め詐欺とか、2日、3日たったときに利根町でこういう振り込め詐欺がありましたけれども、常陽銀行とか農協で阻止しましたという記事は出ますけれども、あった時点で町民の皆様に注意を呼びかけることも必要ではないかと思えます。

確かに今の住民のライフスタイルが変わりまして、結局夜勤をやっていて防災無線うるさいと、そういった方々も多分多くいらっしやると思えます。その声は大事だと思いますけれども、しかし住民多数の利益を考えると、そういった情報をこまめに流すことも必要ではないかと思えます。その件について、課長、どうでしょうか。

○議長（井原正光君） まず、杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 中学校での、そういう事件があったということは聞いておりましたが、防災無線等を使ってそれを喚起するということにつきましては、非常に難しいかなと思うのです。

文言の出し方によって変な捉え方をされてしまう場合があるかなと思うので、ただおっしゃることは十分わかります。注意を喚起して住民がその対応に素早く当たっていただければ、これは非常にありがたいんですが、不審者対応については、基本的にメールなどで送るときも十分被害者、加害者の部分を考慮して、ですからすぐにパッと出せるような状態でない場合もございまして、そういうのを考えて防災無線で町内全部に回すということは可能でない部分もあるのかなとは考えます。

メールの場合は、ある特定の保護者の方ということで対応させていただけるかなと思う

のですが、ただ、本来防災無線の意義的なものは、そういうふうな、防災ですので、できれば教育活動の中で取り入れさせていただければなど。

毎週、月曜日等に3時になると子供たちが下校します。地域の方が見守ってくださいという放送が入ると思うのです。これすごく現場の学校の先生方は非常にありがたいことなんです。地域の方が協力して子供たちを見守ってくれるということは、住民が子供たちに興味を持って対応していただいているということで、非常にありがたいことかなと思いますので、それはこれからも続けさせていただければと思います。

まとまらなくてすみません。

○議長（井原正光君） 次に、高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） 新井議員が言われた一斉配信メールですが、防災無線でいろいろな形で、今言ったいろいろな情報を出してくださいと言ったときに、今、教育長が言われた主は防災なので、いざというときに混乱しないように制限しましょうということで、今言った細則というものがつくられたということだと思います。

その中で、では今言ったいろいろな細かいものについては、どんな形で住民に知らせるのというところで、たしか議会のほうから提案があり、メールがあるんだから、今はそういうもので多くの対象者に知らせるのがいいだろうということと言われて、この一斉配信メールが確立されたのかなと思います。

その中で、今、利根町においても七つのカテゴリーがありまして、今言われた子供の情報という形が一つあって、その中にイベントの開催情報だとか、健康だとか、災害だとか、道路の通行どめだとか、公園の施設利用だとか、その他いろいろなものが情報一斉配信プログラムという形で、それについて今2,700件の登録がされてございます。

ですから、このメール、皆さん携帯電話持っていますよね。なるべくこのプログラムに登録していただければ一斉に入りますので、この活動もしていきたいと思っていますし、広報等で随時メール配信の登録ができるということで、前に船川議員から、簡単に登録できるということで、QRコードで簡単にやったらできますので、そこら辺もあわせてしていったほうが、より早く伝わるかと。あと、防災無線聞きづらいよとか、何を言っているかわからないよということで、こういう配信メールがありますし、防災無線の電話のリダイヤルということで、電話すればもう1回聞けるわけです。

いろいろな面で情報を発信しておりますので、それも検討材料ですけれども、身近に保護者の方に伝わる情報配信メールを今後とも進めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○5番（新井邦弘君） よくわかりました。

ただ防災無線の細則とかありますけれども、条例はつくっていないと思いますので、課長におかれましては、臨機応変に柔軟にいろいろ対応していただいて、町民の安全と安心を守るよう頑張っていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

- 議長（井原正光君） 新井邦弘議員の質問が終わりました。
暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 8 分休憩

午後 2 時 3 0 分開議

- 議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
杉山教育長から発言を求められておりますので、これを許します。
杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 先ほど新井邦弘議員の質問に対しまして、平成27年6月公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し公布されました。私が「満18歳未満」というお答えをしてしまいましたが、正式には年齢「満18歳以上」ということで訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

- 議長（井原正光君） 6番通告者、3番石山肖子議員。

〔3番石山肖子君登壇〕

- 3番（石山肖子君） 6番通告、3番石山肖子でございます。

通告の順に質問をいたします。前回の一般質問では、まちづくりガイドラインの内容から、町の内側からの住民によるまちづくりの具体的方向性について質問させていただきました。また、町の外側からの人材導入として総務省の地域おこし協力隊、この制度の導入を提案させていただきました。定住人口をふやすための糸口について、これからも議論がなされることを望んでおるところでございます。

この内側、それから、外側からの取り組みに共通する考え方には基本的な資本ということをお大事に考える、これが重要ではないかと思っております。基本的な資本、地域の素材、つまり自然、文化、人材の活用、これらがこれから利根町においても必要になってまいります。そして、まずは地域の方々のみずから資源を認識することから始まるのではないのでしょうか。

ふるさとを知って、自然、文化、人を大切に思う心、地域への愛着、郷土愛があつてこそ、自分たちが住むこの町をお大事にするようになる。そして自分自身も町の一資産である、そのように認識すれば自分自身をお大切にも考えるようになるでしょうし、まちづくりを主体的に行う、そういう大事なエネルギーができてくるのではないかと考えております。

今回は文化財保護法から文化財について質問させていただきますが、文化財保護法では文化財を保存、それから、活用することを「保護」としてしております。希少な、そして貴重な文化財、これを選び出し保存すること、これが文化財保護ということの概念でございます。

近年、博物館、歴史民俗資料館などの文化施設が単体で文化振興を行うこと、そのこと

から発展して、文化をキーワードとして市民がまちづくりに参画する、そのような事例、研究が報告されております。文化財を収集保存、それから、調査をしたり研究したりする、それを展示する、公開する、さらには教育を普及させる、このような流れにとどまっている事例が多かったのでしょうかけれども、さらにはこれに地域貢献という役割を持たせる、そのような一般に言われておりますのは文化資産マネジメントという考え方があるそうです。

利根町において、地域資源である文化的資源あるいは自然的資源、これを新しい物差しで町民がみずから発見し、再生し、創造し、歴史文化的なまちづくりを推進していくこと、そのためには地域文化の継承を担う住民が主体となり、地域アイデンティティをつくっていく必要があると思います。住民が地域の歴史文化継承に携わってこそ、持続可能な町をつくるのが実現すると、私は考えております。

通告の順に質問いたします。

まず、1の(1)歴史文化遺産及び自然遺産の保全について、利根町の総合振興計画での位置づけから、その取り組みの状況をお伺いいたします。

第4次利根町総合振興計画4期基本計画の実施計画(平成27年度から平成29年度)「基本方針3:豊かなところと創造性あふれるまちづくり」の基本施策4「文化・スポーツの振興」、これは46ページから47ページに記載されてあります。基本施策実現に向けた具体的な手段の11「文化活動の振興」、手段の12「歴史的財産の保全」での取り組みの状況と成果をお尋ねいたします。

歴史と文化は密接に関係していると私は思いますので、この2点についてお伺いいたします。

○議長(井原正光君) 石山議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

[町長遠山 務君登壇]

○町長(遠山 務君) それではお答えをいたします。

歴史文化遺産及び自然遺産の保全、保存についてということでございますが、このことについては教育長より答弁をさせます。

○議長(井原正光君) 杉山教育長。

○教育長(杉山英彦君) それでは、石山議員のご質問にお答えいたします。

第4次利根町総合振興計画第4期基本計画の中で、基本施策実現に向けた手段である文化活動の振興と歴史的財産の保全の取り組み状況と成果はとのご質問でございますが、文化活動の振興では、①文化活動の支援、②文化イベントの充実、③文化施設の整備と利用促進の三つの取り組みが内容にあります。

一つ目としましては、文化活動の支援では、毎年生涯学習ガイドブックを発行しまして、さまざまな分野の講座・催し物、自主学習グループ・サークル、生涯学習指導者などを紹

介することで、町民の皆様の学習の一助としているところです。このガイドブックを通じて問い合わせがあれば、生涯学習指導者や希望のサークル等を紹介させていただき、「いつでも・どこでも・だれでも」が生涯にわたり学習することができる生涯学習社会づくりに貢献しております。

また、町民活動情報サイト「とねっと」の運営により、生涯学習団体等の団体会員間の連絡調整や会員募集等を行い、団体運営や学習する個人への支援を行っております。

二つ目としましては、文化イベントの充実では、文化祭・秋のコンサート・米国空軍太平洋音楽隊コンサート、音のまちTONEふれあいコンサート等を開催しまして、文化イベントの充実に努めております。

文化祭では芸能部門の27団体による舞踊・ダンス・楽器演奏・カラオケ等の発表があり、芸術部門の29団体による写真・絵画・お花・手工芸品の展示や、お茶の実演等があり、学習成果の発表の場所提供により、生涯学習意欲の向上が図られております。

また、米国空軍音楽隊や秋のコンサートにより、文化芸術性を高めることに寄与することができております。音のまちTONEふれあいコンサートでは、大勢の観客が訪れ、すばらしい演奏に聞き入っており、観客からは感動の拍手が鳴り響いておりました。

三つ目としましては、文化施設の整備と利用促進では、各文化施設の各種修繕や改修工事等により、利用者にとって使いやすい施設づくりを目指しています。文化施設としましては、利根町図書館・利根町公民館・利根町生涯学習センター・利根町歴史民俗資料館・柳田國男記念公苑・布川地区コミュニティセンター・赤松宗旦旧居跡の七つの施設がありまして、それぞれの施設で効果的な維持管理により、利用者の利便性向上を図っております。

利根町公民館と利根町生涯学習センターでは、利用者数が増加をしております。

次に、歴史的財産の保全では、①文化財の保護、②伝統文化の保存・継承の二つの取り組み内容があります。

一つ目は文化財の保護ですが、利根町には国指定が1、県指定が1、町指定が30で合計32の指定文化財があります。これらの保護に関しましては、昭和51年3月に策定されました利根町文化財保護条例により、文化財の保護活動を行っているところであります。平成15年度には国指定文化財である徳満寺所有の金銅板両界曼荼羅の修理費助成を行い、文化財の保全に努めております。

また、指定文化財とは別に町内には多くの埋蔵文化財が存在しています。この地域の歴史・文化に根差した埋蔵文化財の遺跡群を破壊から防ぐことは極めて重要でありますので、年に2回巡回を行い、文化財の保護をしております。

二つ目として伝統文化の保存・継承は、利根町歴史民俗資料館での資料の展示や利根地固め唄の継承等が取り組み内容となります。これらについては、次のご質問で答弁させていただきます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 文化活動の振興、それから、歴史的財産の保全について説明していただきました。

私がこの二つの施策について質問いたしましたのは、どうにか私たち住民が、自分たちが役に立つまちづくりに向けての、何か入り口をたくさんつくっておいて、そしてこの歴史的財産、それと文化活動、これもいろいろなところで関係を持って私たちはかかわっていきたいと思っているところでございます。

入り口ということで、まちづくりガイドラインなどの策定などが行われていると思いますが、ただいま質問いたしました文化財の保存についての説明により、町についてのこれからのビジョンというものを、私は自分でも描いているつもりですけども、町長に実はちょっとお聞きしたいと思います。

この基本方針3：豊かなところと創造性あふれるまちづくり、これについてどのようなビジョンをお持ちであられるか。

と申しますのも、町のホームページの町長室というところの欄に町長が書かれておられます。「町の自然は、春夏秋冬さまざまな表情を見せ、四季折々の景観と相まって、町を美しく彩り、私たちに優しさと潤いを与えてくれます。この美しい環境の中で生きると、人が快適に充実した生活を送るには、自然の大切さが必要であることを素直に実感できます。「人間と自然の共存」の大切さを残している水辺の風景。それがわたしたちの町です。」このようにホームページ上にのせられております。

「水辺の風景」という言葉が私には非常に印象的に残っておりますが、ここから発展して豊かなところと創造性あふれるまちづくりの中で、この水辺の風景などを生かしたこれからの利根の風景、ビジョン、このようにあってほしいというビジョンをお伺いできたらと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

豊かなところと創造性豊かということで、特に大人の方もそうなんですけれども、そういうことは子供のころから教育しなくちゃいけないということで、豊かな心を持つには、特に思いやりの心が必要であるということで、学校の先生方の異動がありますね。そうすると新しく来た先生方の赴任式があるんです。それは毎年、土日に重ならない場合は4月1日にやるわけですけども、そのときに子供たちの豊かな心を育むために道徳教育、これは基本は家庭でありますけれども、学校の授業以外でも先生方との触れ合いの中で道徳教育を子供たちに推進していただきたい、これは毎年言っています。そういうところから相手を思いやる心が生まれるということでありますし、そういうところからまた創造性も豊かになる、そういうことで、これは一つの例でございますけれども、石山議員おっしゃるようなことを推進していく、これからもそういう姿勢で推進していくということでござ

います。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 「水辺の風景」という言葉がホームページ上に町長のお言葉としてのっていることに、私は、申しわけないんですけども、最近気づきまして、この水辺の風景を愛していらっしゃるんだなということを実感した次第です。

この水辺の風景という言葉から想起される歴史的財産の保全、それから、文化活動の振興の中で、水に関しては赤松宗旦利根川図志展というものが企画展として資料館で催されました。大変盛況だったとお聞きいたしますが、この利根川図志についてどのように企画をされ、そしてどのようにPRをされ、どのような成果を得られたかをお聞きしたいと思います。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

利根町歴史民俗資料館につきましては、昭和57年の11月に開館をしております。これまで24回の企画展を行っております。内容につきましてはさまざまです。当初は世界の昆虫展ですとか、フランス巨匠の絵画展などといった文化的な企画もしばしば開催をしております。最近では利根町の歴史文化を見直すということで、町の歴史に関する材題を取り上げております。

それで、今ご質問の平成25年度の資料館の企画といたしまして、平成26年3月1日から3月30日の期間で赤松宗旦と利根川図志展を開催しております。これにつきましては、江戸時代末期の利根町の姿を紹介することができております。この企画展の開催につきましては、利根町の歴史探訪の会の皆様の全面的なご協力をいただきまして、盛会のうちに終了することができております。

企画展を開催しました平成26年3月の資料館の入場者数につきましては、月平均50人であったところ、この26年3月は552人の入場者がありました。町内外から多数の来場者がありました。

この企画展につきましては、住民グループの方と町で行った初めての企画展の協働事業でありました。

今年度は町制60周年ということで、「広報で見る利根町の歴史」と題しまして企画展を開催しまして、歴史文化の継承をしていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 利根川図志ということで、川にまつわる利根の歴史についての遺産、これを企画展とされたこと、大変喜ばしく思っております。しかも住民との協働、初めてということをお聞きしましたので、毎年開催ということは無理かもしれませんが、住民がやりがいを持ってこのような企画展に参加できるよう、今後ともよろしく願いいたします。

それでは次の質問に移ります。

1の(2)利根町の伝統文化の保存・継承、特に利根町歴史民俗資料館所蔵の歴史文化遺産の保全、それから、利根地固め唄の継承がどのように促進されているかということ、これをお伺いいたします。

まずは歴史民俗資料館についてですが、具体的にお聞きしたいことは、このような文化遺産、それから、その他のいろいろな形のものがあると思うのですが、保全ということが目的となっておりますけれども、有形のものと無形のもの、利根地固め唄についても含めて、どのような課題が今まであって、あと、どのようなアクションをとられたかをお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 利根町の伝統文化の保存・継承、特に利根町歴史民俗資料館の歴史文化遺産の保全、利根地固め唄の継承はとのご質問でございますが、利根町歴史民俗資料館での歴史的文化遺産の保全ですが、資料館では埋蔵文化財・民俗資料・民具600点、古文書3万点を有しており、歴史的には貴重な資料を数多く収蔵・展示しています。利根町歴史民俗資料館のような文化財施設は、歴史や文化を後世に伝え、人々の精神を涵養するという大きな役割を持っています。

これらを支える重要な働きの一つが資料の収集・保全・研究であります。一方、もう一つの重要な働きが資料の公開・展示であります。どちらか一方に偏ることなく、資料の保全・展示をバランスよく進めることが文化遺産の保全に極めて重要であります。

次に、利根地固め唄の継承についてですが、利根地固め唄につきましては、平成14年12月に茨城県指定無形民俗文化財として指定を受けております。

この地固め唄は、仕事唄としての「土羽打ち（とはうち）唄」「石だこ打ち唄」「杭打ち唄」と、祝い唄としての「結婚式の唄」「仲間入りの唄」で構成されています。利根川流域各地には、地固め唄だけを伝承している地域は多く存在しますが、作業技法と民俗行事とともに伝承している地域は利根町のみであり、こうした理由で県指定無形民俗文化財として登録されたところです。

地固め唄の継承につきましては、利根地固め唄保存会の皆様のご協力により、保存・継承活動を展開しているところであります。保存会の練習会員は、ことしの4月には14人でしたが、会員の皆様の熱心な勧誘により、現在は20人に増加をしております。子供会員は文間小学校の4年生32人が会員となっており、次世代へのこの地固め唄を継承する体制が整いつつあると感じております。

今後の地固め唄保存会の活動と予定ですが、国際交流イベントや町制施行60周年イベント等での公演を予定しております。活動の充実を図っていく予定であります。

町としても、利根地固め唄保存会に積極的な支援を行い、伝統文化の継承を進めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 利根地固め唄というものが、川にまつわるそのような民俗伝承の産物であるということを私も知りまして、利根地固め唄の普及、継承を願うものでございます。いろいろと努力していただいているようで、一時期、会員が少なかったようですが、20名にふえたということで喜んでおります。

文化財の有形のほうの話をもう一つ質問させてください。

有形のもので、例えば町の指定文化財について、現状確認等は先ほど年に2回とおっしゃったと思うのですが、現状維持の確認は、回数と方法など、どのようにしているのかお聞かせください。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答えを申し上げます。

町には教育長の答弁のとおり、国、県、町を合わせて32の指定文化財があります。この中で町が直接管理しております文化財は、木造両界大日如来坐像等の6点がございまして、これらの文化財につきましては資料館で保管をしておりますので、損傷等があれば直ちに補修できる体制であります。

また、その他の文化財につきましては、各管理者や管理団体が存在しますので、文化財保護審議会開催時等に、不定期ではありますが、委員と合同で確認の意味で見回り活動しております。

また、教育長の答弁の中で埋蔵文化財の遺跡の巡回活動を年2回行っていると回答しておりますが、埋蔵遺跡としましては28の遺跡があります。その中で立木貝塚、布川貝塚、花輪台貝塚の三つの遺跡は町指定文化財となっております。残り25カ所は埋蔵の遺跡は別のものであります。

これらの巡回活動を年2回県と合同で行い、埋蔵遺跡の調査を行っております。その後、巡回活動の後、県と合同で巡視の報告会を開催しまして、情報交換や問題点の確認を行っております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 埋蔵文化財等についての現状確認、大変だと思いますが、これからも続けていただきまして、何分このような埋蔵文化財等は特に劣化していくものでございますから、点検が必要だと思います。よろしく願いいたします。

資料館で所蔵している歴史文化遺産について、もう一つ伺っていきたくと思いますが、古文書というものがございまして、具体的にはどのように保全されているのでしょうか。

ただいま総務省では、有形無形の文化財や美術品のデジタル画像データをデジタル技術、ネットワーク技術によって活用するような、情報発信拠点としての環境を整備することを目的とした地域文化デジタル化事業、これによりまして地方公共団体が有する文化財や地

域文化に関する資料などをデジタルデータ化する経費について、地方交付税による財政支援を措置しているそうでございます。

これは一例かもしれませんが、さすがに例えば図書館などでのマイクロフィルム化するような資料、これらはだんだんデジタルデータ化の方向に向いているという現状がございますので、利根町歴史民俗資料館では古文書に関してのデジタルデータ化の動きはあるのか、計画があるのか、それから、費用の面について何か考えておられるようでしたら伺いたします。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

利根町歴史民俗資料館では約3万点の古文書等を有しております。これらの資料につきましては、一部資料館で展示をしておりますが、そのほかは資料館倉庫で保管をしております。古文書の材質は、ご承知のとおり紙でありますので、当然劣化が進んでおります。現在、データベース化が完了しておりますのはごく一部のものでありまして、歴史的遺産の継承につきましては、この資料のデータベース化が必要であると考えております。

また、データベース化に際しては、閲覧が簡単にできるような仕組みづくりが必要であるとも考えております。

特に資料館につきましては、赤松宗旦関係の寄託資料が多く存在しております。寄託資料と言いますのは、ご遺族の方から提供を受けた資料で、資料館で一時お預かりをしているもので、いずれは返却する必要があります。こうした状況もありますので、資料館としましては、早急なデータベース化が必要でありますので、来年度以降の実施につきまして、関係機関と協議したいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） このデータ化するということについてですが、貴重な情報を後世に残すということ、それから、今、坂田生涯学習課長がおっしゃいましたように、一時預かりするような、そういうものがあるということ、さらには、いろいろな文化財というものはまだご自宅のほうに眠っているようなものもあると考えられます。これからそのようなものを含めてリストをつくり、そして劣化したときにもデジタルデータ化されたものが後世に残るように、それから、デジタル化ということは公開閲覧が容易になるということでございます。インターネットでこれが世界に発信される、利根の文化財が世界に向けて発信されるようになる。そしてあわよくば世界遺産の登録、そのようなことも考えるような、夢を持たせる、そういうメリットもございます。

このデータ化をするということについては、一つ気になっていることがございまして、リスト化についての何かシステムなりがあればよいのですけれども、例えば地区ごとのデータ化をする、それと遺産の種類別に検索できるようにしたほうがよいのではないかとということも含めまして、このデジタル化することを進められるときには、よく検討していた

だきまして閲覧が容易になるようにとということでお願い申し上げます。

それでは、（３）番の質問に移ります。利根町の教育行政方針の中で歴史・文化遺産を取り入れた学校教育及び社会教育支援の方針をお伺いいたします。

せんだって教育長におかれましては、就任に当たり五つの抱負を表明されました。その中で４項目めにはこう書かれてありました。地域の人材活用と利根町の歴史や文化の伝承を図り、子供たちに利根町のよさを十分に理解させるとともに、郷土愛を深め、利根町への定住と他地域からの転入が望まれるような魅力ある利根町の活性化を目指したいと考えますと書かれてありました。

町の活性化は、町に住む方々全世代が町に愛着を持つことから始まる、それには教育現場からという強い意思を感じさせていただきました。私も同感でございます。ふるさとを大事にする思いはどのように醸成させていくのか、自分たちが住んでいる地域の自然や歴史、伝統文化を学び、地域の人との人間関係を深めながら、ふるさとを愛する心を育むにはどうしたらよいのでしょうか。利根町の教育の中で歴史文化遺産を取り入れた学校教育、社会教育、できましたら社会教育についても、その支援の方針をお聞かせください。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 利根町の教育行政方針の中で歴史・文化遺産を取り入れた学校教育及び社会教育支援の方針はとのご質問でございますが、まず、学校教育において歴史・文化遺産を取り入れた学校教育についてですが、現行の学習指導要領では、小学校３年生と４年生の社会科において、次のように定められております。

社会科学習の全体の目標としては、「社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」と規定して、その目標の中では「地域の地理的環境、人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにし、地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにする。」としております。

そして、その内容ですが、「自分たちの住んでいる身近な地域や町について、次のことを観察、調査したり白地図にまとめたりして調べ、地域の様子は場所によって違いがあることを考えるようにする。」とあり、身近な地域や町の特色ある地形、土地利用の様子、主な公共施設などの場所と働き、交通の様子、古くから残る建造物などとしています。

また、内容には「地域の人々の生活について次のことを見学、調査したり年表にまとめたりして調べ、人々の生活の変化や人々の願い、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心を考えるようにする。」とあり、古くから残る暮らしの道具、それらを使っていたころの暮らしの様子、地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事、地域の発展に尽くした先人の具体的な事例としています。

利根町では、学校教育目標の中の一つとして伝統と文化を育み、共に学ぶ活動の育成を掲げております。

具体的には、第3学年と4学年の社会科学習の中で、利根町社会科副読本を活用し、特に第4学年の学習において、郷土に伝わる願いという単元を設定し、1「水とのたたかい」では、利根川の堤防工事の様子や利根地固め唄、水害に備えてなど、利根町と水害の歴史について学習します。

2は、「古い道具と暮らしの様子」では、昔の人々が使用した道具や祭り、伝統芸能、文化の発展に尽くした人、利根町の昔話などを学習します。

以上のように、利根町では町教育委員会が作成しました社会科副読本を中心に、町の歴史や文化遺産について学習します。なお、今年度、町教育委員会では社会科副読本を部分改訂し、新しい社会科副読本を発行し、来年度から使用していく予定となっております。

次に、社会教育における支援の方針につきましては、公民館講座や家庭教育学級等で歴史関係の講座を開催し、郷土に愛着を持ってもらえるよう努めております。今後もこうした体制を継続し、歴史・文化遺産を取り入れた社会教育支援を行いたいと考えております。

また、利根町歴史民俗資料館や出前講座等で郷土の歴史等の発信を行い、歴史・文化遺産の学習支援をしたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 利根町において、学校におきましても社会科副読本を用いて授業をなさっておられる。それから、社会教育においても普及の努力をされていること、理解いたしました。杉山教育長が全部おっしゃっていただいた内容とダブるかもしれませんが、まずはふるさとの学習、そういう名前と呼ぶとすればですけども、ふるさと学習というのは、ふるさとの歴史を知ること、ふるさとの今を知ること、これに加えて自分たちでふるさとについての学びを主体的に行っていく。それが一步もう一つ先にあれば、もっと子供たちが自主的に自分の考えで、これから町がどのようになっていくかというまちづくりに関しての興味を持つような、そういう自主的な学習にぜひ持っていただきたいと思えます。

この歴史を知ること、現在を知ることなどから発展しまして、地域の人々が一緒に体験学習ですとか、そういうものもできたらいいのかなと私は個人的に考えていますが、先生方と常日ごろ接している子供たちが、地域の方々と言葉を交わさなくても一緒にいろいろな文化遺産を訪ねて行って触れ合うこと、これが大事ではないかと思っております。それを発展させて、ふるさとについての資料とでも言いましょうか、自分たちが探した、調べたものを自分たちの手で作るような、そういう冊子のようなものだと思うのですが、それを一緒になって開発していく、つくっていくような動きが出てくれば、さらにいいと思っております。

利根町の歴史と言いますと、利根町史などが7巻出ておりまして、その中にもたくさんの情報が入っておりますが、そこから小さいお子さんからお年寄りまでわかりやすく利根の歴史を紹介したようなもの、このようなものをつくったらどうかなと思っております。

これについて、もしお考えでしたら、町長の答弁をお願いしたいと思いますが、利根の歴史については利根町史が、第7巻は遠山町長のほうが編纂のご挨拶ということで載っているようでございますが、わかりやすい町の歴史のそういう冊子をつくるようなお考えはないでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 利根町史第7巻まで、私が携わったのは第7巻目ということで、1巻から7巻までかなりつくるには大変な時間がかかって、その当時の文化財保護審議委員会のメンバーが中心になって、7巻まで刊行させていただいたということでございます。

先ほどの古文書等も、利根町史の中に一部重要なものは入っておりますし、石山議員おっしゃるとおり、その中から7巻まで全部ということでなくて、本当にポイント、ポイントをピックアップして、そういう冊子等をつくることも今後検討していかなければならないのかなと思っているところでございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） ぜひご検討をお願い申し上げます。

（4）で、近年、地域社会の人々の生活と自然環境・社会環境の発達過程を史的に探求、そして自然遺産及び文化遺産を現地において保存し、育成し、展示することを通して地域社会の発展に寄与する、このような博物館。

博物館というと建物を想像されると思いますが、例えば町全体を博物館とする試みなどが滋賀県長浜市などで歴史のまちをつくろう、そのきっかけをつくる博物館にしようというスローガンで、住民の参画機会をつくり出したとお聞きしております。市民団体、文化施設のネットワークからまちづくりを推進したという事例でございます。

翻って、利根町においては人口減少、少子高齢化にたえていくためにまちづくりを、それぞれの事業を点としての計画だけでなく、それらを線にして、面にしてという進歩を遂げて行ってほしいと思っているところでございます。

町への愛着を持って、私たち町民が協働してまちづくりを行っていくという一例として、鎌倉街道の整備について、前回の一般質問でもお伝えいたしましたが、この道の整備をされているということは、こういうことを象徴していると思うのです。

持続的なまちづくりとは、郷土愛、愛着、これが根本にあって実現したほうが、よりよいのではないかと。結果として町が発展していくことを目的とするんですけれども、その過程を私たちは大事にしていかなければいけないなと思っているところでございますが、利根町では、このような遺産を媒介とした協働を進めるためにどのようなコーディネートという役割を担っていかれますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 利根町では文化遺産、自然遺産を媒介とした協働を進めるため、行政がどのようなコーディネートをしていくかとのご質問にお答えいたします。

鎌倉街道は平成16年12月2日付で史跡として町が文化財指定をしております。源 頼朝は鎌倉に幕府を開くと、軍事目的のみならず年貢やその他物資輸送のため鎌倉へ通じる道路を整備しました。鎌倉街道には主道が三つあり、上ノ道、中ノ道、下ノ道と呼ばれています。

利根町の鎌倉街道は、下総国府（市川市）から常陸国府（石岡市）に通じる道路の一部であったと考えられており、下ノ道に当たります。当時は布川を經由し大平の船着場へのルートで、陸路だけでなく船運をも利用した街道であったと推測されます。

この鎌倉街道の整備につきましては、ボランティアの方々が、竹・樹木伐採や草刈り等のご協力をいただいているとお伺いしております。ご協力に心から感謝を申し上げる次第でございます。

住民協働事業の指針として、町では平成27年3月に協働のまちづくりガイドラインを作成しており、このガイドラインでは協働のかたち・協働の原則・協働の担い手と役割・協働推進の基本方針等が網羅されており、文化遺産・自然遺産を媒介とした協働事業にも、これらのガイドラインに沿ったコーディネートを進めていく予定であります。

また、このガイドラインでは、協働の形として、平成25年8月に策定されました利根町住民協働事業補助制度が協働事業作業ツールとして推奨されておりますので、これらの制度を協働事業も進めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） コーディネートという役割ですけれども、私にも余りピンと来ないんですけれども、まちづくりガイドライン、それから、住民協働事業などいろいろな試みをしていただきまして、ぜひ前に進めていただきたいと思えます。

先ほどの鎌倉街道についてでございますが、昨日、一般質問された今井議員の文化遺産の蛟蛸神社の火災報知機でしたか、それについて質問がございましたが、その蛟蛸神社というのがこの鎌倉街道の道につながっている場所でございます。

昨日受け取りました守谷・取手・利根ウオーキングマップというものが、取手・守谷・利根地域医療協議会発行となっておりますが、この中に鎌倉街道も入っております。ただ、この地図、コースの中には通れるように書いてあるんですけれども、実は竹が繁茂する時期には通れなくなりますし、根本寺という東のほうの外れには、おりてもその先に行けないという状況があります。そこを町道である鎌倉街道を整備しようとされておられる方々には、ぜひ援助のほうをよろしくお願い申し上げます。

それでは大きな項目2番目の学校図書館司書配置の進捗についてお伺いたします。

まずは、司書公募の進捗状況を先にお伺いいたしまして、その後、どのような業務を司書に求めるのかということもお伺いしてまいります。

まずは進捗状況をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 学校図書館司書の配置の進捗についてのご質問ですが、学校図書館司書につきましては、本年4月の学校図書館法の改正によりまして、学校図書館の運営の改善及び向上を図るため、専ら学校図書館の職務に従事する職員、学校司書を置くよう努めることとされたところでございます。

これに伴いまして、本町においても議員もご承知のとおり、広報とね8月号で学校司書2名の募集を行ったところでございます。

司書の配置に当たり、どのような業務を求めるのかとのことですが、学校司書は学校図書館の意義を達成するべく、司書教諭の補助として、第1には児童生徒が読書習慣を身につけ、生涯にわたって学び続ける基礎的な力や人間性を育てるために読書活動の拠点、いわゆる読書センターとなるべく業務の遂行。

二つ目としましては、学習指導要領に定められた言語活動の充実や授業に必要な資料の整備などの学習支援を行う学習センターとなるべく業務。

3番目には、情報活用能力を育むのに必要な支援を行う情報センターとなるような業務に、まずは努めていただく予定でございます。

これらの役割を踏まえ、学校司書は図書館資料の管理、館内閲覧、館外貸し出しなどの児童生徒はもちろん、教員に対する間接的支援に加え、各教科等の指導の手助けとなる資料の提供業務をもとに、よりよい教育環境の整備に努めていただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） この通告書の中に、司書の業務について何を求めるのかということの前に、図書館司書の役割について私なりに書いてしまったんですけども、これを書いた理由なんですけど、今の布川小学校が旧布川小学校と旧太子堂小学校と合併したときに図書館の蔵書が倍になりまして、そのときの経験から、このようなことをしたらよいのではないかとということで挙げさせていただいたわけですけども、学校の司書教諭の先生が倍になった図書を整理作業をしなくてはいけなかったと、そのときにちょうど学校支援地域本部事業というのが布川小学校でございまして、そこで連携をしていくということを学ばせていただきまして、PTAなどのボランティアも募ったりとか、そういうアクションもとれましたし、運がよかったと言いますか、そのときにボランティア、それから、学校図書館にいる司書、それから、学校の先生、司書教諭の先生が連携していくことの大切さを、そのときに感じたわけでございます。

そのときに、職員の方々の業務がたくさんあり、なかなか情報交換する時間も少ない中で、その忙しさを見させていただいた。そのことが今回の図書司書を導入していただけないでしょうかという動きにつながったということでございますので、先ほど教育長が言われました読書センター学習の言語活動の充実、これは学力向上にもつながります。それか

ら、学習支援、授業の中で学校図書館司書がその内容についてのサポートを行うという意味で、やはり学校職員の業務を軽減するということでございます。

それから、進みまして情報センターとして学校図書館も機能する、さらにはこれから司書が入りまして図書館システムが導入され、それから、町の図書館とつながれば、これはまた生涯学習とのつながりも出てまいります。生涯にわたっての学習を、例えばまちづくりについて学びたいとか、そういう方々が学校も含めて子供たちとのつながりも含めて進んでいければと思いましたので、こういうふうに質問をさせていただきましたが、これで質問は終わります。

○議長（井原正光君） 石山肖子議員の質問が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

あす9月9日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午後3時26分散会